十四　投資助言業務又は投資一任契約（暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

［十四の二～三十九　略］

［3～9　略］

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

**第十七条の五**　［略］

［2～4　略］

5　第一項及び第二項の規定は、法第十六条の二第九項において準用する同条第七項の規定による認可（銀行業高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可を除く。）について準用する。

6　［略］

（銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

**第十七条の五の二**　［略］

2　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

［一～三　略］

四　当該申請の時において申請銀行及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

［五・六　略］

七　申請銀行の業務の状況に照らし、申請銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とした後も、申請銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

［八・九　略］

3　［略］

4　第一項及び第二項の規定は、法第十六条の二第九項において準用する同条第七項の規定による認可（銀行業高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可に限る。）及び同条第十項の規定による認可について準用する。

5　［略］

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

**第十九条の二**　法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ⑾、第四号（ハに係る部分を除く。）、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。

［一・二　略］

三　銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項⒀から⒄までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

［⑴～⑭　略］

---

十四　投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。）又は投資一任契約に係る業務

［十四の二～三十九　同上］

［3～9　同上］

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

**第十七条の五**　［同上］

［2～4　同上］

5　第一項の規定は、法第十六条の二第九項の規定による認可について準用する。

6　［同上］

（銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

**第十七条の五の二**　［同上］

2　［同上］

［一～三　同上］

四　当該申請の時において申請銀行及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

［五・六　同上］

七　申請銀行の業務の状況に照らし、申請銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とした後も、申請銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

［八・九　同上］

3　［同上］

4　第一項の規定は、法第十六条の二第十項の規定による認可について準用する。

5　［同上］

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

**第十九条の二**　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　［同上］

ロ　直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項⒀から⒃までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

［⑴～⑭　同上］